



3 傾斜路

(踊場を含む。階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)

《基本的考え方》

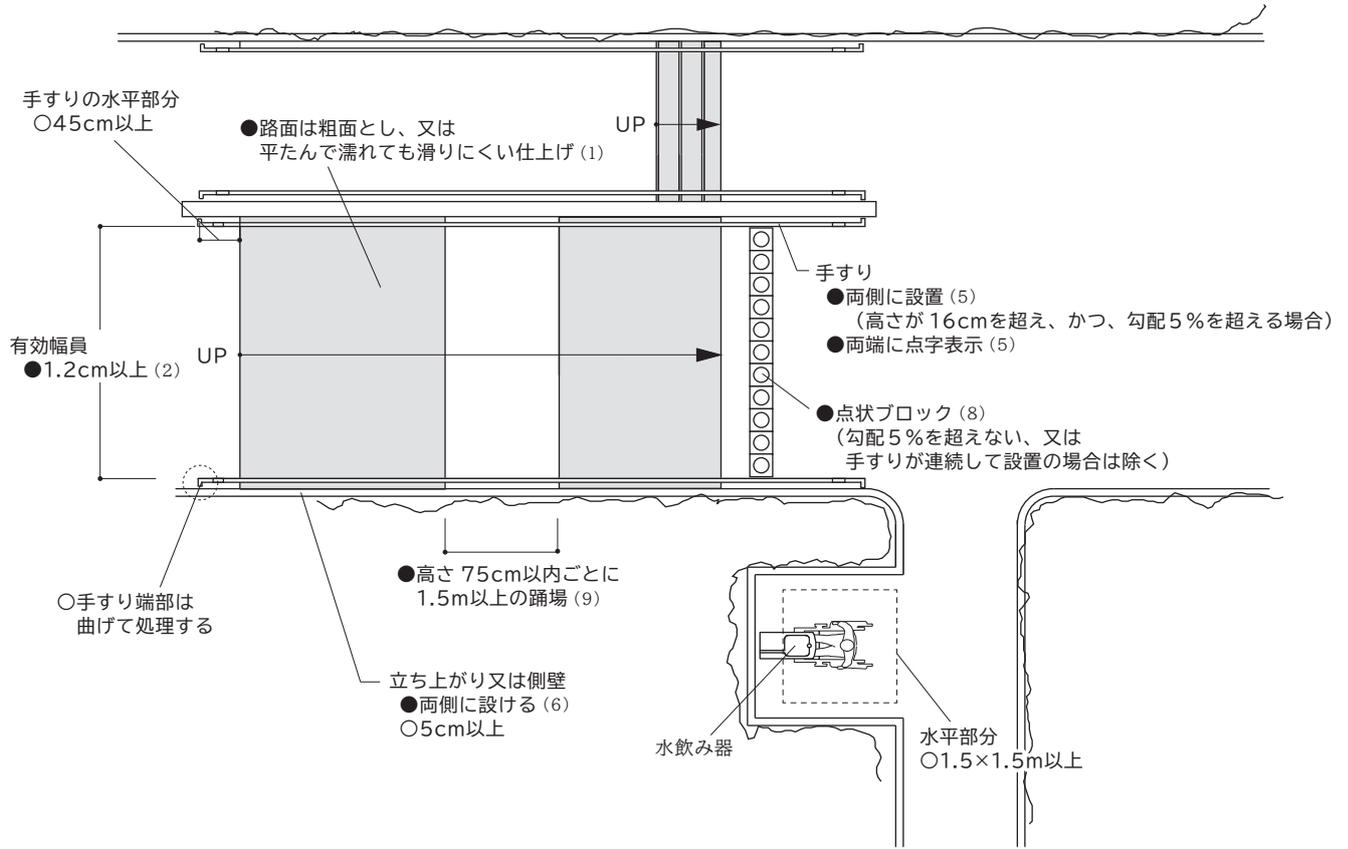
- ・主たる園路に階段や段が生じた場合には、傾斜路を設けるなど利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・傾斜路の勾配は、できる限り緩やかとする。また、傾斜路の路面は滑りにくいものとする。

	主たる園路に傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。	ハ 傾斜路
路面の仕上げ	(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。	イ 出入口 (2)
幅員	(2) 幅は、1.2m以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合においては、90cm以上とすることができる。	ハ 傾斜路 (1)
縦断勾配	(3) 縦断勾配は、5% (地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%) 以下とすること。	ロ 園路 (2)
横断勾配	(4) 横断勾配は、設けないこと。	ハ 傾斜路 (2)
手すり	(5) 高さが16cmを超え、かつ、勾配が5%を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示すること。	ハ 傾斜路 (3)
立ち上がり	(6) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。	ハ 傾斜路 (4)
路面の識別	(7) その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	ハ 傾斜路 (5)
点状ブロック	(8) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が5%を超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。	ハ 傾斜路 (6)
転落防止	(9) 高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。	ハ 傾斜路 (7)

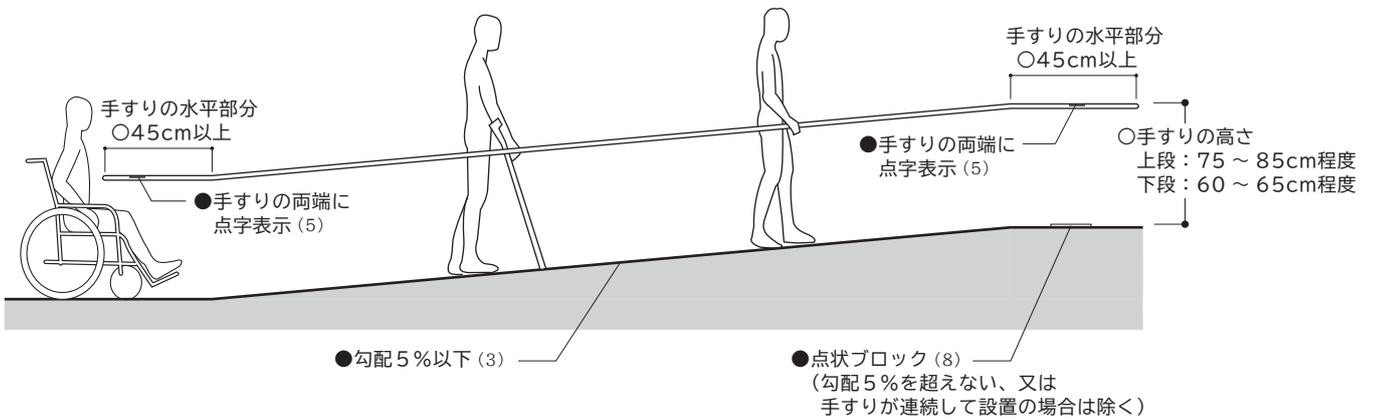
《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【手すり】手すりを取り付ける場合は、1本の場合は75～85cm程度の高さとする。2本の場合は、60～65cm程度の高さの手すりを加える。
- 【手すり】手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。
- 【点字表示】点字等の表示は、手すりの水平部分に設ける。
- 【立ち上がり】立ち上がりは、5cm以上とする。

《傾斜路設置例》



《傾斜路の勾配》



《手すりの端部》

